

第 1 7 回医療経済実態調査（医療機関等調査）
における調査票記入要領（案）

○ 病院調査票記入要領	-----	1
○ 一般診療所調査票記入要領	-----	17
○ 歯科診療所調査票記入要領	-----	31
○ 保険薬局調査票記入要領	-----	45

平成 2 1 年 6 月 医療経済実態調査

病院調査票 記入要領



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（病院調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の病院を対象とします。ただし、開設者が医育機関であるもの（特定機能病院及び歯科大学病院は除く。）、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる病院を、介護療養施設サービス事業実施の有無別、病床数が200床以上・未満別、院外処方の有無別、地域別、病院種別及び開設者別に層化し、特定機能病院、歯科大学病院及びこども病院（小児総合医療施設）については1／1、その他については1／5を無作為に抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月〇日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
また、看護師養成事業等の附属事業に関するものは医療保険分に含めてください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 病院として調査客体となったが、休・廃止した場合、あるいは診療所となった場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第 1 基本データ」の記入要領 (調査票〇頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成 21 年 6 月 30 日現在の事実について記入してください。

1 貴院の開設者	貴院が該当する開設者の番号を記入してください。 1 国立 独立 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構が開設する病院、国立高度専門医療センター、通信病院のことです。 2 公立 都道府県立、市町村立、地方独立行政法人のことです。 3 公的 日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会のことです。 4 社会保険関係 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合のことです。 7 その他の法人 公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社など 1～6 に該当しない法人のことです。
2 病床の状況	許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を病床種別ごとに記入してください。
3 処方の状況	平成 21 年 6 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。
8 直近の事業年(度)	<u>平成 21 年 3 月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。</u> <u>個人立病院については、記入の必要はありません。</u>

「第2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年（度）に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「直近の事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該病院のみを推計して記入してください。

I 医業収益 [調査票①～⑩欄]	
1 入院診療収益 (患者負担含む) [調査票① ⑥欄]	入院患者の医療に係る収益で、次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額などによる収益 (2) 公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる収益 (3) 自費診療、特別メニューの食事など（ただし、特別の療養環境収益に係るものは除く）による収益
2 特別の療養環境収益 [調査票② ⑦欄]	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額を記入してください。
3 外来診療収益 (患者負担含む) [調査票③ ⑧欄]	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額などによる収益 (2) 公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などによる収益 (3) 自費診療などによる収益
4 その他の医業収益 [調査票④ ⑨欄]	次の(1)～(4)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 保健予防活動収益 各種の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動による収益 (2) 医療相談収益

	人間ドック、妊産婦保健指導など個別的保健予防活動による収益
	(3) 受託検査・施設利用収益 他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備器械を他の医療機関の利用に供した場合の収益
	(4) その他の医業収益 文書料など上記の科目に属さない医業収益
	<u>保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその1／12の額を、この欄から減算し調整してください。</u>
II 介護収益 [調査票⑪～⑳欄]	<u>病院として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 施設サービス収益 [調査票⑪ ⑯欄]	施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2 居宅サービス収益 [調査票⑫ ⑰欄]	居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)短期入所療養介護分 [調査票⑬ ⑱欄]	上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3 その他の介護収益 [調査票⑭ ⑲欄]	文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。
	<u>保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその1／12の額を、この欄から減算し調整してください。</u>
III その他の収益 [調査票㉑～㉔欄]	
1 受取利息及び配当金 [調査票㉒欄]	<u>直近の事業年（度）実績を記入してください。</u> <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
2 その他の収益 [調査票㉑ ㉓欄]	有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益を記入してください。 なお、補助金・負担金等による収益はこの欄ではなく、調査票〇頁の「VII 補助金・負担金等」の欄に記入してください。
IV 医業・介護費用 [調査票㉕～㉗欄]	<u>「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。</u>

1 材料費

(1) 医薬品費 [調査票25 34欄]

費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

医薬品費とは、投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤、外用薬、歯科用薬剤の費消額をいいます。

(2) 診療材料費・医療 消耗器具備品費 [調査票26 35欄]

(1) 診療材料費

レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など1回ごとに消費するものの費消額をいいます。

(2) 医療消耗器具備品費

① 注射針・筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉗子類、歯科用の石膏、印象材などの診療用具で使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。

② 食器、ざる、食缶、鍋など患者給食用具で使用を開始したものの費消額（払出額）をいいます。

(3) 歯科材料費 [調査票27 36欄]

歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額をいいます。

(4) 給食用材料費 [調査票28 37欄]

費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

2 給与費 [調査票38欄]

「第3 給与」の71欄の金額を記入してください。

平成21年6月分については、記入の必要はありません。

3 委託費 [調査票29 39欄]

検査、給食、寝具、洗濯、医療用廃棄物、歯科技工、医療事務、清掃、経理、警備などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。

4 設備関係費 [調査票30 40欄]

支払った金額などを記入してください。

「設備関係費」に該当する費目は「参考資料1」（○頁）を参考にし、その合計額を記入してください。

(うち)減価償却費 [調査票41欄]

建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。

平成21年6月分については、記入の必要はありません。

(うち)建物減価償却費 [調査票42欄]

建物の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。

平成21年6月分については、記入の必要はありません。

(うち)医療機器減価償 却費 [調査票43欄]

医療機器の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。

平成21年6月分については、記入の必要はありません。

(うち)土地賃借料 [調査票31 44欄]

土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料を記入してください。

5 経費 [調査票32 45欄]

支払又は費消した金額を記入してください。

「経費」に該当する費目は「参考資料2」（○頁）を参考にし、その合計額を記入してください。

6	その他の医業・ 介護費用 [調査票33(46)欄]	研究研修費（研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費など）や本部費・本部役員報酬に係る費用で病院の負担に属する額などを記入してください。
V	その他の費用 [調査票48(50)欄]	
1	支払利息 [調査票49(49)欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、 <u>直近の事業年（度）実績を記入</u> してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
2	その他の費用 [調査票48(50)欄]	有価証券売却損、患者外給食用材料費、貸倒損失などの費用で、上記の科目に含まれないものを記入してください。
VI	特別損益 [調査票51(52)欄]	<u>直近の事業年（度）実績を記入</u> してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
1	特別利益 [調査票51(51)欄]	固定資産売却益などの特別利益（補助金・負担金等を除く）を記入してください。
2	特別損失 [調査票52(52)欄]	固定資産売却損などの特別損失を記入してください。
VII	補助金・負担金等 [調査票53(55)欄]	国、地方公共団体、系統機関などからの補助金・負担金等の交付金を人件費補助、運営費補助、設備費補助の交付目的によって区分し、 <u>直近の事業年（度）実績を記入</u> してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>

「第3 給与」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給している者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員
[調査票①～⑥④欄]

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。

I 給料
[調査票①～④④欄]

人 員
[調査票①～①①欄]
[調査票②③～③③欄]

平成21年6月及び直近の事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。
個人立病院で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。

給 料
[調査票⑫～②②欄]
[調査票③④～④④欄]

平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。
個人立病院で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。
給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。
また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。
なお、年俸制を適用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1／12の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。

病院長

個人立病院の開設者でない病院長、個人立病院以外の病院長について記入してください。
個人立病院の開設者である病院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

看護職員

保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。

看護補助職員

看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者（介護者）をいいます。

医療技術員

診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。

技能労務員・労務員

電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。

役 員	医療法人立などの病院の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 <u>理事（長）兼病院長の場合は「病院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。</u>
II 賞与 [調査票④⑤～④⑥欄]	常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
人 員 [調査票④⑤～④⑤欄]	直近の事業年（度）に賞与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 <u>個人立病院で、青色事業専従者として賞与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。</u>
賞 与 [調査票④⑤～④⑥欄]	直近の事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 <u>個人立病院で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。</u>
III 給与費等の内訳	
非常勤職員給料 [調査票④⑤④⑥欄]	<u>平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。</u>
賞与支給額 [調査票④⑥欄]	直近の事業年（度）に職員（非常勤職員を含む）に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u> 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付費用 [調査票④⑥欄]	直近の事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
法定福利費 [調査票④⑥④⑦欄]	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) <u>平成21年6月及び直近の事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手拠出金の事業主負担額</u> (2) <u>直近の事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額及びその1／12の額</u> (3) <u>直近の事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額及びその1／12の額</u>
給与費等の合計 [調査票④⑦欄]	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「2 給与費」の欄に記入してください。</u>

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票の記入にあたっては、個人立病院は平成20年12月31日現在、個人立以外の病院は直近の事業年（度）の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の病院の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、病床数、従事者数の割合など、調査対象となった病院分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②欄]	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票④欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑤欄]	地方債（企業債を含む）及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。 <u>なお、地方債による長期借入金を借入資本金として整理している場合についても、この欄に含めて記入</u>してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等（直近の事業年（度）の年額）」

租税公課
[調査票①欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。
(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
(2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金

損害保険料
[調査票②欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。
なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票③欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

「税金(直近の年(度)の年額)」

所得税などの税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益（医業収益－医業費用）金額の割合で按分し、調査客体となった病院分の負担額を記入してください。
この按分が不可能な場合は医業収益額、職員数などを用いて計算してください。

所得税・法人税
[調査票④欄]

個人立病院は記入の必要はありません。
個人立以外の病院は直近の事業年（度）の法人税確定申告書の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税
[調査票⑤欄]

個人立病院は記入の必要はありません。
個人立以外の病院は直近の事業年（度）の住民税確定申告書の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税
[調査票⑥欄]

個人立病院は記入の必要はありません。
個人立以外の病院は直近の事業年（度）の「事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

「通勤手当（直近の事業年（度）の年額）」

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料 1

「設備関係費」について（調査票〇頁）

- 「第2 損益」の「IV 医業・介護費用」のうち、「4 設備関係費」に含まれる費目は、次のとおりです。
- なお、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年（度）実績の1／12の額としてください。

減価償却費	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費
設備器械賃借料	設備、器械の使用料（リース料、レンタル料）
土地賃借料	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
建物賃借料	建物、構築物（門、へいなど）を賃借することにより所有者に対して払う賃料
修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用。（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器機保守料	器機の保守契約に係る費用
器機設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用

参考資料 2

「経費」について（調査票〇頁）

- 「第2 損益」の「IV 医業・介護費用」のうち、「5 経費」に含まれる費目は、次のとおりです。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年（度）実績の1／12の額としてください。

福利厚生費		福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費
		(1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額
		(2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費		業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費		電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消 耗 品 費		カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費		事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
会 議 費		運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	*	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用。 ただし、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料に係るものは除く。
保 険 料	*	生命保険料、病院賠償責任保険料など保険契約に基づく費用。 ただし、福利厚生費（上記参照）、器機設備保険料（〇頁参照）及び車両関係費（〇頁参照）に該当するものを除く。
交 際 費	*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	*	(1) 事業税、消費税、印紙税、登録免許税などの租税で原則として税法上損金に算入されるもの。

		ただし、固定資産税等（○頁参照）及び 車両関係費（○頁参照）に該当するものを除く。 (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金
徴収不能損失	*	徴収不能損失引当金（貸倒引当金）への繰入額
雑 費		寄付金など上記の科目に属さない費用

平成21年6月 医療経済実態調査

一般診療所調査票 記入要領



厚生労働省
中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（一般診療所調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の一般診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、刑務所、船内等に設置される一般診療所等は除外します。また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター及び夜間診療所等も除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる一般診療所を、病床の有無別、有床については入院患者の有無別、主たる診療科別、有床については介護療養施設サービス事業の有無別、院外処方の有無別、地域別に層化し、それぞれ無作為に1／25を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月〇日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 一般診療所として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第 1 基本データ」の記入要領 (調査票〇頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成 21 年 6 月 30 日現在の事実について記入してください。

2 主たる診療科目

標榜する診療科目のうち、主たる診療科目について、以下の番号を記入してください。該当する診療科目がない場合は、読み替えが可能な最も近い診療科目を記入してください。

ただし、麻酔科については、麻酔科の広告許可を受けている者のいる施設に限ります。

なお、主たる診療科目の考え方の優先順位は、①科目別患者数が多いもの、②院長又は常勤医師（非常勤医師のみのときは管理医師）の主たる専門科目、③院長が主たる診療科目として判断するものとします。

(診療科目)

01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科
04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科
07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科
10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科
13 小児科	14 精神科	15 心療内科
16 外科	17 呼吸器外科	18 循環器外科(心臓・血管外科)
19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)
22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科
25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科
28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科
31 産婦人科	32 産科	33 婦人科
34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科
37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科

3 病床の状況（有床診療所のみ）

許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記入してください。

4 処方状況

平成 21 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。

5 直近の事業年(度)

平成 21 年 3 月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。

個人立診療所については、記入の必要はありません。

「第 2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年（度）に提供した医業及び介護に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
- ただし、家計分は含めないでください。
- 「直近の事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書（収支決算書）の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該診療所のみを推計して記入してください。

I 医業収益 [調査票①～⑯欄]	
1 入院診療収益 [調査票①～③欄] [調査票⑨～⑪欄]	
(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票① ⑨欄]	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
(2) 公害等診療収益 [調査票② ⑩欄]	公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
(3) その他の診療収益 [調査票③ ⑪欄]	自費診療、特別メニューの食事、特別の療養環境収益（特別室の特別料金徴収額）などの金額を記入してください。
2 外来診療収益 [調査票④～⑥欄] [調査票⑫～⑭欄]	
(1) 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票④ ⑫欄]	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
(2) 公害等診療収益 [調査票⑤ ⑬欄]	公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
(3) その他の診療収益 [調査票⑥ ⑭欄]	外来患者の医療に係る収益で、自費診療などの金額を記入してください。
3 その他の医業収益 [調査票⑦ ⑮欄]	次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。
	(1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等

	の公衆衛生・地域医療活動などによる収益 <u>学校医・産業医の手当などを年払い、期払いなどの形態で受給している場合、平成21年6月分については、直近の事業年（度）の受給額（税込）の1／12の額を記入してください。</u> (2) 医師会病院からの還付金、受託検査収益、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、生命保険の審査料、文書料（診断書料）、各種手数料などによる収益 (3) その他の収益 ① 有価証券売却益、患者外給食収益、日常生活に必要となる費用の利用料、要介護認定のための主治医意見書の文書料などによる収益 ② 受取利息、配当金、補助金（直近の事業年（度）において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益 <u>保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその1／12の額を、この欄で減算し調整してください。</u>
II 介護収益 [調査票⑰～⑳欄]	<u>診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 施設サービス収益 [調査票⑰ ㉒欄]	施設サービスに係る収益（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
2 居宅サービス収益 [調査票⑱ ㉓欄]	居宅サービスに係る収益（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。 また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収益についてもあわせて記入してください。
(うち)短期入所療養介護分 [調査票⑲ ㉔欄]	上記居宅サービス収益のうち、「短期入所療養介護」による収益の金額を記入してください。
3 その他の介護収益 [調査票㉑ ㉕欄]	文書料など上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその1／12の額を、この欄から減算し調整してください。</u>
III 医業・介護費用 [調査票㉗～㉙欄]	<u>「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。</u>
1 給与費 [調査票㉓欄]	<u>「第3 給与」の㉗欄の金額を記入してください。</u> <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>

2 医薬品費
[調査票②⑦③④欄]

費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤などの費消額をいいます。

貴診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。

（注）円未満は四捨五入して下さい。

(1) 平成21年6月分

- ① 月次決算で医薬品のたな卸（帳簿たな卸を含む）を実施している場合

5月末たな卸高＋6月医薬品購入費－6月末たな卸高

- ② ①以外の診療所において、年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合

6月分診療収益× $\frac{\text{直近の事業年（度）の医薬品費}}{\text{直近の事業年（度）の診療収益}}$

- ③ ①②に該当しない場合

直近の事業年（度）の医薬品購入額の1／12の額

(2) 直近の事業年（度）分

- ① 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合

直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額

- ② ①に該当しない場合

直近の事業年（度）の医薬品購入額

3 材料費
[調査票②⑧③⑤欄]

費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

(1) 診療材料費

レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など1回ごとに消費するものの費消額

(2) 医療消耗器具備品費

注射針・筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉗子類などの診療用具、食器、ざる、食缶、鍋などの患者給食用具で使用を開始したものの費消額（払出額）

なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。

(うち)給食用材料費
[調査票②⑨③⑥欄]

費消した患者給食のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

4 委託費

検査、給食、医療用廃棄物、医療事務、寝具、洗濯、清掃、経理、警

[調査票③⑦欄]	備、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。
	<u>年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/12の額を記入してください。</u>
5 減価償却費	税務申告などのために作成した <u>直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入してください。</u>
[調査票③⑧～④⑦欄]	<u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
	<u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年（度）実績がない診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u>
	<u>この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。</u>
(うち)建物減価償却費	建物の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。
[調査票③⑨欄]	<u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
(うち)医療機器減価償却費	医療機器の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。
[調査票④⑧欄]	<u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
6 その他の医業・介護費用	支払又は費消した金額を記入してください。
[調査票③⑩ ③⑪欄]	<u>「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料」（○頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u>
[調査票④⑨～④⑪欄]	
(うち)土地賃借料	土地賃借料の金額を記入してください。
[調査票③⑫ ④⑫欄]	
(うち)支払利息	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、 <u>直近の事業年（度）実績を記入してください。</u>
[調査票④⑬欄]	<u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>

「第3 給与」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員
[調査票①～⑥④欄]

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。

I 給料
[調査票①～④④欄]

人 員
[調査票①～①①欄]
[調査票②③～③③欄]

平成21年6月及び直近の事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。
個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。

給 料
[調査票⑫～②②欄]
[調査票③④～④④欄]

平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。
個人立診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。
給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。
また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。
なお、年俸制を適用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1／12の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。

院 長

個人立診療所の開設者でない院長、個人立診療所以外の院長について記入してください。
個人立診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

看護職員

保健師、助産師、看護師、准看護師をいいます。

看護補助職員

看護師、准看護師などの資格を持たない看護補助者（介護者）をいいます。

医療技術員

診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療にかかわる専門技術員をいいます。

技能労務員・労務員

電気、水道、ボイラー業務など上記に属さない技術員・補助員、労務員をいいます。

役 員	医療法人立などの診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。 <u>理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。</u>
II 賞与 [調査票④⑤～⑥④欄]	常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
人 員 [調査票④⑤～⑤④欄]	直近の事業年（度）に賞与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。</u>
賞 与 [調査票⑤⑤～⑥④欄]	直近の事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 <u>個人立診療所で、青色事業専従者に支給した賞与についても、この欄に含めて記入してください。</u>
III 給与等の内訳 [調査票⑥⑤～⑦①欄]	
非常勤職員給料 [調査票⑥⑤ ⑥⑦欄]	<u>平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。</u>
賞与支給額 [調査票⑥⑧欄]	<u>直近の事業年（度）に職員（非常勤職員を含む）に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。</u> <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u> 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付費用 [調査票⑥⑨欄]	直近の事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
法定福利費 [調査票⑥⑥ ⑦①欄]	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) <u>平成21年6月及び直近の事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額</u> (2) <u>直近の事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額及びその1／12の額</u> (3) <u>直近の事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額及びその1／12の額</u>
給与費等の合計 [調査票⑦①欄]	<u>この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。</u>

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所（医療法人立診療所など）のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の診療所は直近の事業年（度）の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②欄]	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票④欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑤欄]	地方債（企業債を含む）及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金のうち期間が1年を超えるもの、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等（直近の事業年（度）の年額）」

租税公課
[調査票①欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。

- (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
- (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金

損害保険料
[調査票②欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。

なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票③欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

「通勤手当（直近の事業年（度）の年額）」

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料

「その他の医業・介護費用」について（調査票〇頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年（度）実績の1/12の額としてください。

福利厚生費		福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費
		(1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額
		(2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費		業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費		電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消 耗 品 費		カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費		事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車 両 費		乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費		運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	*	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	*	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	*	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	*	土地の賃借料
(うち)建物賃借料		建物、部屋の賃借料

(うち)医療機器賃借料		医療機器の賃借料
損害保険料	*	火災保険料、医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 際 費	*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	*	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金
研究研修費*	*	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
支 払 利 息	*	短期借入金、長期借入金の支払利息
雑 費		寄付金など上記の科目に属さない費用など

平成 2 1 年 6 月 医療経済実態調査

歯科診療所調査票 記入要領



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（歯科診療所調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の歯科診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、船内に設置される歯科診療所及び夜間歯科診療所等は除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる歯科診療所を、院外処方の有無、地域別及び常勤の歯科医師数別に層化し、それぞれ無作為に1／50を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 給与
- (4) 第4 資産・負債
- (5) 第5 租税公課等

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月〇日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本院、分院等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 歯科診療所として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第 1 基本データ」の記入要領 (調査票〇頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成 21 年 6 月 30 日現在の事実について記入してください。

- | | |
|-------------|--|
| 2 ユニット数 | 設置されているユニット数を記入してください。 |
| 3 処方の状況 | 平成 21 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の期間内の処方せん料の算定（院外処方）の回数及び処方料の算定（院内処方）の回数を記入してください。 |
| 4 直近の事業年(度) | <u>平成 21 年 3 月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間が対象になります。</u>
<u>個人立歯科診療所については、記入の必要はありません。</u> |

「第2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年(度)に提供した医業及び介護に関連するすべての収益(支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む)と、これに対応するすべての費用(未払分を含む)を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「直近の事業年(度)」の欄の記入にあたっては、当該年(度)の損益計算書(収支決算書)の数字を基礎としてください。
- 分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該歯科診療所のみを推計して記入してください。

I 医業収益 [調査票①～⑩欄]	
1 保険診療収益 (患者負担含む) [調査票① ⑥欄]	健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
2 労災等診療収益 [調査票② ⑦欄]	労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3 その他の診療収益 [調査票③ ⑧欄]	自費診療、社保・国保・公費による前歯の歯冠修復及び金属床総義歯における差額収益などの金額を記入してください。
4 その他の医業収益 [調査票④ ⑨欄]	次の(1)～(3)までの収益の合計額を記入してください。 (1) 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収益 学校医・産業医の手当などを年払い、期払いなどの形態で受給している場合、平成21年6月分については、<u>直近の事業年(度)の受給額(税込)の1/12の額を記入</u>してください。 (2) 臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、文書料(診断書料)、各種手数料などによる収益 (3) その他の収益 ① 有価証券売却益などによる収益 ② 受取利息、配当金、補助金(直近の事業年(度)において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの)、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などによる収益 <u>保険等査定減については、直近の事業年(度)実績及びその1/12の額を、この欄で減算し調整</u>してください。

II 介護収益 [調査票⑪～⑬欄]	<u>歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 居宅サービス収益 [調査票⑪ ⑭欄]	居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
2 その他の介護収益 [調査票⑬ ⑮欄]	上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその1／12の額を、この欄から減算し調整してください。</u>
III 医業・介護費用 [調査票⑰～⑳欄]	「I 医業収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。
1 給与費 [調査票㉒欄]	<u>「第3 給与」の㉑欄の金額を記入してください。</u> <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
2 医薬品費 [調査票⑰ ㉓欄]	費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 医薬品費とは、投薬用薬品、外用薬、歯科用薬品、注射用薬品、試薬、造影剤などの費消額をいいます。 貴歯科診療所の経営実態に応じ、下記のとおり算出して下さい。 （注）円未満は四捨五入してください。 (1) 平成21年6月分 ① 月次決算で医薬品のたな卸（帳簿たな卸を含む）を実施している場合 $5\text{月末たな卸高} + 6\text{月医薬品購入費} - 6\text{月末たな卸高}$ ② ①以外の歯科診療所において、年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 $6\text{月分診療収益} \times \frac{\text{直近の事業年（度）の医薬品費}}{\text{直近の事業年（度）の診療収益}}$ ③ ①②に該当しない場合 $\text{直近の事業年（度）の医薬品購入額の} 1 / 12 \text{の額}$ (2) 直近の事業年（度）分 ① 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品費」を独立科目として表示している場合 $\text{直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の金額}$ ② ①に該当しない場合 直近の事業年（度）の医薬品購入額
3 歯科材料費	費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入し

[調査票⑱ ㉔欄]	てください。
	(1) 歯科材料費 歯科用金銀パラジウム合金、歯科用充填材料、歯科用合着・接着材料などの費消額 (2) 診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、印象材、石膏など1回ごとに消費するものの費消額 (3) 医療消耗器具備品費 注射針・筒、バー、鉗子類などの診療用具で使用を開始したものの費消額（払出額） なお、算出方法は上記「2 医薬品費」に準じてください。
4 委託費 [調査票⑲ ㉕欄]	歯科技工、医療用廃棄物、医療事務、清掃、経理、各種器械保守などの委託した業務の対価としての費用を記入してください。 <u>年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1/12の額を記入</u>してください。
5 減価償却費 [調査票㉔～㉘欄]	税務申告などのために作成した<u>直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入</u>してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u> <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年（度）実績がない歯科診療所は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「医業・介護費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
(うち)建物減価償却費 [調査票㉘欄]	建物の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
(うち)医療機器減価償却費 [調査票㉘欄]	医療機器の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
6 その他の医業・介護費用 [調査票㉙ ㉚欄] [調査票㉙～㉚]	支払又は費消した金額を記入してください。 <u>「その他の医業・介護費用」に該当する費目は、「参考資料」（○頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u>
(うち)土地賃借料 [調査票㉚ ㉓欄]	土地賃借料の金額を記入してください。
(うち)支払利息 [調査票㉓欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金などの支払利息で、<u>直近の事業年（度）実績を記入</u>してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>

「第3 給与」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、平成21年6月及び直近の事業年（度）の常勤職員に係る給与状況などについて記入してください。
- 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この調査票に含めて記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

常勤職員
[調査票①～⑤②欄]

常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます。

I 給料
[調査票①～③⑥欄]

人 員
[調査票①～⑨欄]
[調査票①⑨～②⑦欄]

平成21年6月及び直近の事業年（度）に給与を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。
個人立歯科診療所で、青色事業専従者として給与を支給される者についても、この欄に含めて記入してください。

給 料
[調査票⑩～⑱欄]
[調査票②⑧～③⑥欄]

平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員に支給した現金給与額（税込）の職種区分毎の総額を記入してください。
個人立歯科診療所で、青色事業専従者に支給した給与についても、この欄に含めて記入してください。
給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。
また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支給している場合には、その金額を含めてください。
なお、年俸制を適用されている者については、平成21年6月現在の年俸の1／12の額と平成21年6月に支給した諸手当とを合算した額及び直近の事業年（度）の年俸と当該年（度）に支給した諸手当とを合算した額を記入してください。

院 長

個人立歯科診療所の開設者でない院長、個人立歯科診療所以外の院長について記入してください。
個人立歯科診療所の開設者である院長は、「人員」、「給料」及び「賞与」の欄に数字の「0」を必ず記入してください。

役 員

医療法人立などの歯科診療所の理事長、理事、監事で主として役員としての業務に従事している者をいいます。
理事（長）兼院長の場合は「院長」、理事兼事務長の場合は「事務職員」の欄に記入してください。

II 賞与
[調査票③⑦～⑤②欄]

常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金をいいます。
使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
平成21年6月分については、記入の必要はありません。

人 員 [調査票37～44欄]	直近の事業年（度）に賞与、期末手当等の一時金を支給した常勤職員の延べ人数について、職種区分毎に延べ人数を記入してください。 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。
賞 与 [調査票45～52欄]	直近の事業年（度）に常勤職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記入してください。 個人立歯科診療所で、青色事業専従者として賞与を支給した者についても、この欄に含めて記入してください。
III 給与等の内訳 [調査票53～59欄]	
非常勤職員給料 [調査票53（55）欄]	平成21年6月及び直近の事業年（度）に常勤職員以外の者に支給した現金給与額（税込）の総額を記入してください。
賞与支給額 [調査票56欄]	直近の事業年（度）に職員（非常勤職員を含む）に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。 使用人兼務役員に対する賞与は含まれますが、専従役員に対する役員賞与は計上しないでください。
退職給付費用 [調査票57欄]	直近の事業年（度）に支給した退職金の総額を記入してください。 平成21年6月分については、記入の必要はありません。
法定福利費 [調査票54（58）欄]	法令に基づいて支給した次の(1)～(3)までの費用の合計額について記入してください。 (1) 平成21年6月及び直近の事業年（度）に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額 (2) 直近の事業年（度）に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額及びその1／12の額 (3) 直近の事業年（度）に支払った労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額及びその1／12の額
給与費等の合計 [調査票59欄]	この欄の金額を「第2 損益」の「1 給与費」の欄に記入してください。

「第4 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所（医療法人立歯科診療所など）のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人立歯科診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所は直近の事業年（度）の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の診療所の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった診療所分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるものなどの総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②欄]	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票④欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑤欄]	長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第5 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等（直近の事業年（度）の年額）」

租税公課
[調査票①欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。

- (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
- (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金

損害保険料
[調査票②欄]

火災保険料、歯科医師賠償責任保険料（損害保険会社に直接支払う保険料）、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。

なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。

寄付金
[調査票③欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

「通勤手当（直近の事業年（度）の年額）」

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料

「その他の医業・介護費用」について（調査票〇頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 医業・介護費用」において「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年（度）実績の1/12の額としてください。

福利厚生費		福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費
		(1) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額
		(2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費		業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通 信 費		電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消 耗 品 費		カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費		事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車 両 費		乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費		運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光 熱 水 費	*	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	*	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	*	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料）。ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	*	土地の賃借料
(うち)建物賃借料		建物、部屋の賃借料

(うち)医療機器賃借料		医療機器の賃借料
損害保険料	*	火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 際 費	*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	*	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金
研究研修費*	*	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
支 払 利 息	*	短期借入金、長期借入金の支払利息
雑 費		寄付金など上記の科目に属さない費用など

平成21年6月 医療経済実態調査

保険薬局調査票 記入要領



厚生労働省

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（保険薬局調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち、1か月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局を対象とします。

(2) 調査の客体

調査対象となる保険薬局を、地域別及び開設者別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成21年6月1日から平成21年6月30日までの期間及び平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）について実施します。

5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 損益
- (3) 第3 資産・負債
- (4) 第3 租税公課等

6 調査の方法

保険薬局の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成21年7月〇日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-**** 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、薬局の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、薬局と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して薬局に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本店、支店等の関係にあつて、会計が包括になっているような場合には、それぞれの収入、従事者数等などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 保険薬局として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

【中医協 医療経済実態調査事務局】

フリーダイヤル 0120-〇〇-〇〇〇〇

フリーダイヤルFAX 0120-××-××××

受付時間 平日 △△：△△～△△：△△

「第 1 基本データ」の記入要領 (調査票〇頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、平成 21 年 6 月 30 日現在の事実について記入してください。

- | | | |
|---|---|---|
| 2 | <p>保険調剤の状況
[調査票②～④欄]</p> <p>処方せん枚数
[調査票②欄]</p> <p>(うち) 後発医薬品を調剤した処方せん枚数
[調査票③欄]</p> <p>調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち後発医薬品の割合
[調査票④欄]</p> | <p>平成 21 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の期間内の保険調剤の状況について記入してください。</p> <p>調剤した処方せんの枚数を記入してください。</p> <p>後発医薬品を実際に調剤した処方せんの枚数を記入してください。</p> <p>調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)のうち、後発医薬品の占める割合を記入してください。</p> $\text{後発医薬品の割合} = \frac{\text{調剤した後発医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)}}{\text{調剤した全ての医薬品の数量(薬価基準の規格単位ベース)}} \times 100$ <p>(注) 小数点第 2 位を四捨五入してください。</p> |
| 3 | <p>調剤用備蓄医薬品目数(薬価基準収載品目)
[調査票⑤～⑩欄]</p> | <p>平成 21 年 6 月 30 日現在において備蓄している調剤用医薬品(内用薬、外用薬、注射薬)の品目数及びそのうちの後発医薬品目数を記入してください。</p> |
| 4 | <p>従業者の状況
[調査票⑪～⑭欄]</p> <p>常勤職員</p> <p>薬剤師</p> | <p>平成 21 年 6 月 30 日 24 時現在の在籍者で、給与の支給を受けている常勤職員(青色事業専従者を含む)を「薬剤師」、「事務職員」、「その他の職員」に区分して記入してください。</p> <p>常勤職員とは、その施設で定められた就業時間を全て勤務する者をいいます。</p> <p>個人薬局の場合、開設者本人を除いた薬剤師の人数を記入してください。</p> |
| 5 | <p>直近の事業年(度)</p> | <p>平成 21 年 3 月末までに終了した直近の事業年(度)を記入してください。なお、今後、直近の事業年(度)とあるものについては、ここで記入した期間になります。</p> |

「第 2 損益」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票には、特に示してあるものの他は、発生主義の原則に基づき、平成 21 年 6 月及び直近の事業年（度）の薬局事業に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 「直近の事業年（度）」の欄の記入にあたっては、当該年（度）の損益計算書（収支決算書）の数字を基礎としてください。
- 本店・支店を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該保険薬局のみを推計して記入してください。

I 収益 [調査票①～⑧欄]	
1 保険調剤収益 (患者負担含む) [調査票① ⑤欄]	健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。
2 公害等調剤収益 [調査票② ⑥欄]	公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3 その他の薬局事業収益 [調査票③ ⑦欄]	自費診療による調剤収益、一般用医薬品、煙草、化粧品、雑貨等の販売収益などの金額を記入してください。 また、受取利息、配当金、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などの金額も、この欄に含めて記入してください。 <u>保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその 1 / 1 2 の額を、この欄で減算し調整してください。</u>
II 介護収益 [調査票⑨～⑭欄]	<u>保険薬局として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。</u>
1 居宅サービス収益 [調査票⑨ ⑫欄]	居宅サービスに係る収益で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。
2 その他の介護収益 [調査票⑩ ⑬欄]	上記の科目に属さない介護収益について記入してください。 <u>保険等査定減については、直近の事業年（度）実績及びその 1 / 1 2 の額を、この欄から減算し調整してください。</u>
III 費用 [調査票⑮～⑳欄]	「I 収益」及び「II 介護収益」に対応する費用の額を記入してください。
1 給与費 [調査票⑮ ㉒欄]	次の(1)～(4)までの金額の合計額を記入してください。 (1) 給 料 平成 21 年 6 月及び直近の事業年（度）に職員（非常勤職員及び青

2 医薬品等費
 [調査票⑩ ②③欄]
 [調査票⑪ ②④欄]

色事業専従者を含む)に支給した現金給与額(税込)の総額
 給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など職員に支給したすべてのものが含まれます。

(2) 賞 与

直近の事業年(度)に職員(非常勤職員及び青色事業専従者を含む)に支給した賞与、期末手当等の一時金の総額及びその1/12の額

(3) 退職金

直近の事業年(度)に支給した退職金の総額及びその1/12の額

(4) 法定福利費

法令に基づいて支給した次の①～③までの費用の合計額

① 平成21年6月及び直近の事業年(度)に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金などの事業主負担額

② 直近の事業年(度)に支給した賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金などの事業主負担額(実績)及びその1/12の額

③ 直近の事業年(度)に支払った労働保険料(雇用保険、労災保険)の事業主負担額(実績)及びその1/12の額

費消した医薬品等について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

医薬品等費とは、調剤用医薬品、一般用医薬品、その他品目(煙草、化粧品、雑貨等)の費消額をいいます。

貴保険薬局の経営実態に応じ、下記のとおり算出してください。

(注1) 円未満は四捨五入してください。

(注2) 収益は、保険調剤収益(患者負担分を含む)、公害等調剤収益、その他の薬局事業収益をいいます。

(注3) 調剤収益は、保険調剤収益(患者負担を含む)、公害等調剤収益をいいます。

(1) 平成21年6月分

① 月次決算で「医薬品等費」、「調剤用医薬品費」のたな卸(帳簿たな卸を含む)を実施している場合

5月末たな卸高+6月医薬品等購入額-6月末たな卸高

② ①以外の保険薬局で、年次決算で損益計算書(収支決算書)を作成し、「医薬品等費」又は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合

医薬品等費 = 6月分収益 × $\frac{\text{直近の事業年(度)の医薬品等費}}{\text{直近の事業年(度)の収益}}$

調剤用医薬品費 = 6月分調剤収益 × $\frac{\text{直近の事業年(度)調剤用医薬品費}}{\text{直近の事業(度)の調剤収益}}$

	③ ①②に該当しない場合 直近の事業年（度）の購入額×1／12 (2) 直近の事業年（度）分 ① 年次決算で損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品等費」又は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合 直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額 ② ①に該当しない場合 直近の事業年（度）の購入額
3 委託費 [調査票⑱ ㉔欄]	委託した業務の対価としての費用を記入してください。 <u>年間委託の場合、平成21年6月分については、契約額の1／12の額を記入してください。</u>
4 減価償却費 [調査票㉔～㉖欄]	税務申告などのために作成した<u>直近の事業年（度）の損益計算書（収支決算書）の額を記入してください。</u> <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u> <u>損益計算書などを作成していないため、減価償却費の直近の事業年（度）実績がない薬局は、別添の「補助票（減価償却資産調記入票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。</u> この場合、「減価償却費」及び「費用合計」の欄は未記入のままとしてください。
(うち)建物減価償却費 [調査票㉖欄]	建物の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
(うち)調剤用機器減価償却費 [調査票㉖欄]	調剤用機器の減価償却費で、直近の事業年（度）実績を記入してください。 <u>平成21年6月分については、記入の必要はありません。</u>
5 その他の経費 [調査票㉙～㉚欄] [調査票㉙～㉚]	支払又は費消した金額を記入してください。 <u>「その他の経費」に該当する費目は、「参考資料」（○頁）を参考にし、その合計額を記入してください。</u>
(うち)土地賃借料 [調査票㉚ ㉛欄]	土地賃借料の金額を記入してください。
(うち)利子割引料 [調査票㉛ ㉜欄]	銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料などの金額を記入してください。

「第3 資産・負債」の記入要領 (調査票〇頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表（資産負債調）」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。
- 調査票の記入にあたっては、個人薬局は平成20年12月31日現在、個人薬局以外の薬局は直近の事業年（度）の貸借対照表の数字を基礎としてください。
- 2つ以上の薬局の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった薬局分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

I 流動資産 [調査票①欄]	現金及び預金、経常的な活動によって生じた未収金等の債権及びその1年以内に回収可能な債権、売買目的有価証券等、医薬品、診療材料、給食用材料、貯蔵品等のたな卸資産、前払費用で1年以内に費用となるもの等の総額を記入してください。
II 固定資産 [調査票②欄]	建物、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素、その他の有形固定資産、土地、建設仮勘定、借地権、ソフトウェア、長期貸付金などの総額を記入してください。
III 繰延資産 [調査票③欄]	創業費（法人の設立登記までに支出した費用及び設立してから事業を開始するまでの間に支出した開設準備のための費用）、企業債発行差金、試験研究費などの総額を記入してください。
IV 流動負債 [調査票④欄]	経常的な活動によって生じた買掛金、支払手形等の債務及びその他期間が1年以内に到来する債務などの総額を記入してください。
V 固定負債 [調査票⑤欄]	長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金などのうち、期間が1年を超えるもの、引当金のうち、退職給付引当金のように、通常1年を超えて使用される見込みのものなどの総額を記入してください。

「第4 租税公課等」の記入要領 (調査票〇頁)

○ この調査票は、特に示してあるもののほかは、直近の事業年（度）の金額を記入してください。

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課等（直近の事業年（度）の年額）」

租税公課
[調査票①欄]

次の(1)、(2)の金額の合計額を記入してください。

- (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
- (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（薬剤師会費など）、賦課金

損害保険料
[調査票②欄]

火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの総額を記入してください。

寄付金
[調査票③欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額を記入してください。

「通勤手当（直近の事業年（度）の年額）」

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の総額を記入してください。

参考資料

「その他の経費」について（調査票〇頁）

- 「第2 損益」の「Ⅲ 費用」において「5 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、平成21年6月及び直近の事業年（度）に支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、*印を付した費目で、平成21年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、直近の事業年（度）実績の1/12の額としてください。

福利厚生費		福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費（教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与）
旅費交通費		業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、作業衣などの費用
通 信 費		電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消 耗 品 費		会計伝票など薬局用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費		事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額
車 両 費		業務用乗用車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費		運営諸会議など局内管理のための会議の費用
修 繕 費	*	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
損害保険料	*	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交 際 費	*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租 税 公 課	*	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（薬剤師会費など）、賦課金
研究研修費	*	研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの

		費用
水道光熱費	*	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
賃借料	*	設備、器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料） ただし、土地賃借料、建物賃借料及び設備器械賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	*	土地の賃借料
(うち)建物賃借料		建物、部屋の賃借料
(うち)設備器械賃借料		調剤用機器を含む設備器械の賃借料
広告宣伝費		機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
寄付金	*	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額
利子割引料	*	銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料などを記入してください。